

～第2次太子町男女共同参画推進計画の重点的な取り組み（令和5年度）～

資料2

	項 目	内 容
拡大	・ ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実 ・ 人権侵害に苦しむ人々に対する支援体制の整備 ・ セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の充実	・ 女性の人権相談員を養成する。
	・ 地域活動における男女共同参画の推進 ・ 地域活動における意思決定機関への女性の参加の促進	・ 全課において、積極的に情報提供と啓発活動を行い、地域活動における意思決定機関への女性の参加を促進する。
	・ 審議会委員等への女性の参画促進 ・ 町政への女性の参画促進	・ 全課において、積極的に女性委員の登用を促進する。
	・ 暴力の被害者に対する相談支援体制の充実	・ DV相談員を養成する。
	・ セクシュアル・ハラスメントに対する理解の促進	・ 固定的な性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背景にもなることなどを周知する。
	・ 性的マイノリティに対する理解促進と配慮	・ 性的マイノリティに対する理解促進のため、研修会を行う。